

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【公表番号】特表2008-532071(P2008-532071A)

【公表日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2008-032

【出願番号】特願2007-556544(P2007-556544)

【国際特許分類】

G 0 2 C 7/04 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 7/04

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月13日(2009.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中央オプチカルゾーン、垂直経線、前記中央オプチカルゾーンを包囲する移行ゾーン、前記移行ゾーンから外方に延びるキャリヤ及び前記キャリヤ中の複数の厚さゾーンを含むトーリックコンタクトレンズ設計であって、

前記複数の厚さゾーンが少なくとも三つの厚さゾーンを含み、前記三つの厚さゾーンの第二の厚さゾーンが垂直経線をはさんで前記レンズ設計の両側で対称であり、第二の厚さゾーン内の角経線それぞれにおいて比較的一貫した厚さ区分があることを特徴とする設計。

【請求項2】

前記三つの厚さゾーンの第一及び第三の厚さゾーンが前記レンズ設計の頂部及び底部にある、請求項1記載の設計。

【請求項3】

第一のゾーンと第二のゾーンとの間の境界が垂直経線から少なくとも15°である、請求項1記載の設計。

【請求項4】

第三のゾーンと第二のゾーンとの間の境界が垂直経線から少なくとも30°である、請求項1記載の設計。

【請求項5】

第二のゾーンの厚さプロフィールがその上境界からその下境界まで増大する、請求項1記載の設計。

【請求項6】

第二のゾーンの厚さプロフィールの傾きが漸増したのち上境界から下境界まで減少する、請求項1記載の設計。

【請求項7】

比較的一貫した厚さ区分の幅がゾーン幅の少なくとも30%である、請求項1記載の設計。

【請求項8】

比較的一貫した厚さ区分における厚さ変化が経線での最大厚さの10%以下である、請求項1記載の設計。

【請求項 9】

第二のゾーンの上境界から下境界までの厚さプロフィールの範囲が 0 . 0 6 5 mm ~ 0 . 4 5 mm である、請求項 1 記載の設計。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 記載のトーリックコンタクトレンズ設計を有するコンタクトレンズ、好ましくはソフトコンタクトレンズ。